

## 募集

### 愛媛県消費者アドバイザー

**応募資格** 消費生活に関する諸問題に関心が高く、アドバイザー活動に意欲があり、地域において積極的な活動をしていただける県内に居住する満20歳以上の方（ただし、県職員や県政モニター、中央食品表示ウオッチャーは除く）

**活動内容** ★地域住民に対する消費者意識の啓発。★地域住民からの軽易な消費者相談に対する助言。★地域における消費者トラブル情報の収集および報告。★食品表示等に関する調査および報告（食品表示ウオッチャー業務）

### 応募人数

50人

任期 平成17年11月1日～平成19年10月31日（2年間）

**謝金** 月額2,000円（ただし、活動内容の報告をいた

だけなかつた場合は、規定に基づいて減額します。なお、県の研修会への出席旅費や報告等に要する通信費は県が負担）

**応募方法** 鬼北町役場商工観光係保管の申込書に必要事項を記入のうえ地方局県民生活課まで郵送またはFAXで申し込んでください。

**締切り** 平成17年9月20日（火）当日消印有効

○応募された方の中から選考し、結果は応募された方全員にお知らせします。○アドバイザーとしての活動もお願いすることになります。○アド

バイザーは、消費者に広く周知するため、広報等で氏名・住所等を公表します。

### 問合せ

宇和島地方局県民生活課  
〒798-8511  
宇和島市天神町7-1  
☎25-3700 Fax24-3055

### 公開講座

最近、個人情報悪質な事業者者に不正に利用されるなど、消費者がトラブルに巻き込まれることも多くなっています。こうしたトラブルから身を守るために、県では弁護士、池本誠司さんを講師に迎え「個人情報と消費者トラブル」をテーマにした講演や消費者団体の発表による公開講座を実施することとしました。この講座は、どなたでも無料で参加できますので、希望される方は、左記により申し込んでください。

### 公開講座

日時 平成17年8月2日（火）13時00分～15時30分

場所 愛媛県女性総合センター（松山市山越450）

申込方法 7月27日（水）までに、電話・FAX・電子メールまたは官製はがきに、住所・氏名・電話番号を明記し、左記まで申し込んでください。

☎089-912-2336

Fax089-921-0631

e-mail kemhinsekatsu@pref.ehime.jp

郵送 〒790-8570

松山市一番町4-4-2 愛媛

県庁 県民生活課 消費生活係

## 催し

### 鬼北分場試験会場

日時 平成17年8月24日（水）16時（雨天決行）

場所 鬼北町興野々1880番地 愛媛県立果樹試験場鬼北分場

テーマ 「環境保全型農業の推進―中山間地域の果樹栽培振興のために―」

開催内容

★室内パネル展示

★ウメ安定生産のための夏季剪定講習（11時00分～11時30分、14時00分～14時30分）

★研究ほ場の公開（引率説明10時30分～11時00分、13時30分～14時00分）

★交流広場

問合せ 愛媛県立果樹試験場 鬼北分場 ☎45-0204

## その他

### 8月は「電気安全使用月間です」

感電などの電気事故は夏季に集中しています。そのため8月を「電気使用安全月間」とさだめ、経済産業省主催のもと電気の使用安全に関する行事が、全国一斉に行われています。電気機器は安全に使いましょ。

財団法人 愛媛支部 宇和島事業所

☎25-5817

### 検察審査会制度

交通事故や詐欺など、犯罪の被害にあつて警察や検察庁に訴えたいけれども検察官が犯人を起訴してくれない。このような場合に、不起訴処分のようにあしを国民の中から、くじで選ばれた11人の検察審査員が審査するのが検察審査会です。審査の相談・申立てについての費用は一切無料で、秘密はかたく守られます。

### 問合せ

宇和島市鶴島町18番16号

松山地方裁判所宇和島支部内

宇和島検察審査会事務局

☎22-1133

### 石綿障害予防規則

石綿による解体工事従事労働者の健康障害が懸念されています。建材、摩擦材、接着剤については製造等が禁止されていますが、関係労働者の健康障害防止対策の充実を図るため石綿障害予防規則が制定され、平成17年7月1日から施行されます。

ポイントには以下のとおりです

1. 建築物解体等における石綿使用の事前調査
2. 建築物解体等における作業計画作成の義務付け
3. 解体作業の届出
4. 特別教育の実施
5. 作業主任者の選任
6. 保護具等の使用
7. 湿潤化等の措置
8. 隔離・立入禁止措置
9. 建築物解体等の注文者の配慮

### 問合せ

最寄の労働基準監督署または愛媛労働局安全衛生課  
☎089-9335-5204

### 高齢者等を狙う悪質商法にご注意

●高齢者等に多い消費者トラブル  
業者が家を訪問し「家を無料で点検する」と言つて点検した後「このままでは家が壊れる」と不安をあおつて住宅リフォームを契約させるなどの「一点検商法」と呼ばれるもの。相談の多い商品としては、床下換気扇や屋根工事、配水管、布団などがある。一見親身に話を聞いたりするなど親切心を装つたり、強引な手口を使つたりするなどして、高齢者や判断能力の衰えた方などを狙うことが多い。

### 予防と対策

- ・不審と感じたり、不要と思つたりしたときは、きつぱり断る。
- ・契約する場合には、家族の人に相談し、契約内容を十分確認すること。
- ・契約後8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）ができる。
- ・家族など身近な人は、高齢者の家に不自然なものがなかなかなど気を配り、また、判断能力が不十分な高齢者であれば、成年後見制度などの利用も考えること。

### 相談窓口

宇和島地方局くらしの窓口

☎25-3700